

【 入院料等 】

605 心不全（NYHAⅠ度及びNYHAⅡ度）に対する救急医療管理加算１の算定について

《令和７年７月３１日》

○ 取扱い

心不全（NYHAⅠ度及びNYHAⅡ度）に対するA205「１」救急医療管理加算１の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

救急医療管理加算１の対象患者については、厚生労働省通知※に「基本診療料の施設基準等の別表第七の三に掲げる状態のうち一から十二のいずれかの状態にあつて、医師が診察等の結果、入院時点で重症であり緊急に入院が必要であると認めた重症患者をいい、単なる経過観察で入院させる場合や、入院後の重症化リスクが高いために入院させる場合等、入院時点で重症ではない患者は含まれない。」と示されている。心不全（NYHAⅠ度及びNYHAⅡ度）は比較的軽症な状態であり、当該別表の三「呼吸不全で重篤な状態」や四「心不全で重篤な状態」には該当しないと考える。

以上のことから、心不全（NYHAⅠ度及びNYHAⅡ度）に対するA205「１」救急医療管理加算１の算定は、原則として認められないと判断した。

ただし、診療内容及び症状詳記等から、緊急性及び重篤性が認められると判断できる場合については、この限りではない。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について